

株式交換に関する事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2021 年 1 月 14 日

クリアホールディングス株式会社

2021年1月14日

東京都港区赤坂八丁目5番28号
クリアホールディングス株式会社
代表取締役社長 黒田 高史

当社は、2021年2月4日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、株式会社オンサイトスクリーン（以下、「オンサイトスクリーン社」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を実施いたします。本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

別紙2のとおりです。

3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項7（会社法施行規則第193条第3号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3のとおりです。

（2）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

（事業資金の借入）

オンサイトスクリーン社は、2020年12月28日付けで当社より事業資金として50百万円の借入を行いました。

5. 株式交換完全親会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第193条第4号）

- ・最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

（子会社株式の譲渡）

当社は、2020年11月19日付で、当社の連結子会社であるアルトルイズム株式会社の株式全てを、MBO（マネジメント・バイ・アウト）の方式により、同社の代表取締役である橋本弘氏に譲渡いたしました。

その概要は、以下のとおりです。

| | |
|-------------|-------------------|
| (1) 譲渡の対象会社 | アルトルイズム株式会社 |
| (2) 譲渡の相手先 | 橋本 弘 (対象会社の代表取締役) |
| (3) 譲渡価額 | 147百万円 |
| (4) 譲渡実行日 | 2020年11月19日 |

(注) 譲渡価額については、第三者評価会社による株式価値算定結果を踏まえ、株式譲渡相手先との交渉により決定しており、公正な価額であると認識しております。

6. 本株式交換が効力を生じる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項 (会社法施行規則第 193 条第 5 号)

会社法第 799 条第 1 項の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者はいませんので、該当事項はありません。

以上

株式交換契約書

クレアホールディングス株式会社(以下「甲」という。)と株式会社オンサイトスクリーン(以下「乙」という。)とは、2021年1月14日付で、次のとおり合意し、本株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(本株式交換)

甲および乙は、本契約に定めるところに従い、両者間で株式交換(以下「本株式交換」という。)を実施し、乙の発行済株式の全部を甲に取得させる。

2.本株式交換の株式交換完全親会社および株式交換完全子会社をそれぞれ次のとおり定める。

(1) 株式交換完全親会社：甲

(商号)： クレアホールディングス株式会社

(住所)： 東京都港区赤坂八丁目5番28号

(2) 株式交換完全子会社：乙

(商号)： 株式会社オンサイトスクリーン

(住所)： 東京都港区南青山四丁目18番11号

第2条(本株式交換に際して交付する株式およびその割当て)

甲は、本株式交換に際して、乙の株主に対し、その所有する乙の普通株式に代わる金銭等として、乙の普通株式1株につき、甲の普通株式819,225株を交付する。

2.甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前日(以下「基準日」という。)の乙の株主名簿に記載または記録された乙の株主(以下「本割当対象株主」という。)に対し、その所有する乙の普通株式に代わる金銭等として、その所有する乙の普通株式の合計数に819,225を乗じて得た数の甲の普通株式を新たに発行し、割当・交付する。

3.前二項に基づいて本割当対象株主に交付しなければならない甲の普通株式の数に、1株に満たない端数がある場合、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い、その端数の合計数(その合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。)に相当する甲の普通株式を売却し、その端数に応じてその売却により得られた代金を当該株主に交付する。

第3条(甲の資本金および準備金の額に関する事項)

本株式交換に際して増加する甲の資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

(1)増加する資本金の額 金 0円

(2)増加する資本準備金の額 会社計算規則第39条の定めに従い増加することが必要とされる最低額

(3)増加する利益準備金の額 金 0円

第4条(効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、2021年2月4日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議のうえ、書面による合意により、これを変更することができる。

第5条(株式交換契約承認株主総会)

乙は、2021年1月14日を開催日として、株主総会を招集し、本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議のうえ、書面による合意により、開催日を変更することができる。

2.甲は会社法第796条第2項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める

株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う。但し、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本契約について甲の株主総会の決議による承認を受けることが必要であることが判明した場合には、甲は効力発生日（変更後のものを含む。）の前日までに、甲の株主総会を招集し、本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。

第 6 条（会社財産の管理）

甲および乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約締結後、効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行および財産の管理、運営を行うものとし、本株式交換にかかる手続を除き、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為は、あらかじめ甲乙協議し合意する場合に限り、これを行うことができるものとする。

第 7 条（株式交換条件の変更および本契約の解除等）

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、(1)天災地異その他事由により、甲または乙の財産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合、(2)本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、(3)その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、それぞれ相手方に通知し、甲乙協議のうえ、書面による合意により、本株式交換の条件その他の内容を変更し、または本契約を解除し本株式交換を中止することができる。

第 8 条（本契約の失効）

本契約は、(1)甲もしくは乙の第 5 条に定める株主総会において、本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議（但し、甲については第 5 条第 2 項但書に該当する場合に限る。）がなされないとき、(2)本株式交換の効力発生のために事前に必要な法令に定める関係官庁もしくは金融商品取引所等の承認の取得その他の手続が完了しないとき、または(3)前条の規定に従って本契約が解除され本株式交換が中止されたときは、その効力を失う。かかる場合、甲および乙は互いに損害金、損失、費用その他一切の負担（以下、併せて「損害等」と総称する。）に係る賠償を相手方に請求できない（但し、相手方の故意または重過失により損害等が発生した場合を除く。）。

第 9 条（租税公課）

本株式交換について法令上課徴される租税公課がある場合は、各当事者は、その法令上の責任に従って、その負担すべき税金等を各自支払う責を負う。

第 10 条（準拠法）

本契約は、日本法に準拠し、同法に従い解釈されるものとする。

第 11 条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項、その他本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙誠実に協議のうえ、これを定める。

第 12 条（合意管轄）

本契約に関するいかなる紛争についても、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、各自記名捺印のうえ、各1通を保有する。

2021年1月14日

甲：

東京都港区赤坂八丁目5番28号
クリアホールディングス株式会社
代表取締役社長 黒田 高史

⑩

乙：

東京都港区南青山四丁目18番11号
株式会社オンサイトスクリーン
代表取締役 城戸 正一

⑩

会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

1. 株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

| | | |
|----------------|------------------------------------|-----------------------------------|
| 会社名 | クレアホールディングス 株式会社 (株式交換完全親会社) | 株式会社 オンサイトスクリーン (株式交換完全子会社) |
| 株式交換に係る割当比率 | 1 | 819,225 |
| 株式交換により発行する新株式 | 当社普通株式：49,153,500株 | |

(注) 1. 本株式交換に係る割当比率

オンサイトスクリーン社の株式1株に対し、当社の株式819,225株を割当て交付いたします。

2. 1株に満たない端数の処理

本株式交換により交付する株式に1株に満たない端数がある場合、当社は会社法第234条の規定に基づく処理を行います。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

①算定の基礎

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公平性・妥当性を担保するため、当社及びオンサイトスクリーン社から独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（以下「TFA」という）に算定を依頼いたしました。

TFAは、当社の株式価値については、当社が東京証券取引所市場第二部に上場していることから市場株価平均法を採用し、算定基準日（本株式交換に係る取締役会決議日の前営業日）の株価終値、及び同算定基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の各期間における株価終値の出来高加重平均を用いて算定しました。

| 採用手法 | 算定結果（円） |
|---------|----------|
| 市場株価平均法 | 77 ～ 107 |

また、オンサイトスクリーン社の株式価値の評価については、評価対象会社の収益性及び将来性を反映した評価結果が得られることから、DCF（ディスカウント・キャッシュフロー）法を採用しております。DCF法においては、当社が作成した事業計画（財務予測）に基づき算出した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しており、割引率は19.584%を採用しております。なお、算定の前提とした同事業計画において、1年目である2021年5月期の営業利益51百万円、2年目である2022年5月期の営業利益603百万円、3年目である2023年5月期の営業利益2,140百万円を（2020年5月期の実績はなし）と大幅な増益を見込んでおります。これは、オンサイトスクリーン社の親会社である株式会社CVAプランニングが2020年12月20日開催のボクシングの国内大会である「第77回東日本新人王決勝戦」において、PCR検査を行った実績が評価されており、2021年1月からはオンサイトスクリーン社が新型コロナウイルスだけに留まらず様々な感染症検査を短時間で可能にする本検査装置の総代理店として、イベントをはじめ企業や団体に対し本検査装置を販売、リース、現地検査を展開するにあたり、すでに興行を行う団体や企業からの引き合い等の需要予測を事業計画に反映しているものです。

具体的には、感染症検査装置の販売事業、感染症検査装置のレンタル事業、現地感染症検査事業、イベント事業について、以下の係数にて計画されております。

①感染症検査装置の販売事業

感染症検査装置の販売については、2021年5月期で10台（月平均3.3台）、2022年5月期で約46台（月平均3.8台）、2023年5月期で13台（月平均1.1台）となっており、2021年5月期は売上高42百万円、売上総利益6百万円、2022年5月期は売上高308百万円、売上総利益127百万円、2023年5月期は売上高270百万円、売上総利益135百万円となっております。

②感染症検査装置のレンタル事業

2021年5月期で累計5台、2022年5月期で累計148台（月増加平均12.3台、期間延長による継続台数を含む）、2023年5月期で累計376台（月増加平均31.3、期間延長70%を含む）となっており、2021年5月期の売上高6百万円、売上総利益3百万円、2022年5月期の売上高514百万円、売上総利益355百万円、2023年5月期の売上高2,451百万円、売上総利益1,885百万円となっております。

③現地感染症検査事業

2021年5月期に現地検査による累計稼働台数19台で約2,736人の検査、2022年5月期に現地検査による累計稼働台数139台で約20,016名の検査、2023年5月期に現地検査による累計稼働台数100台で約14,400名の検査を見込んでおり、2021年5月期の売上高19百万円、売上総利益13百万円、2022年5月期の売上高203百万円、売上総利益135百万円、2023年5月期の売上高142百万円、売上総利益123百万円となっております。

④イベント事業

イベント事業については、2021年5月期で約2,000名のイベントに対する検査を1件、2022年5月期で約2,000名のイベントに対する検査を3件、2023年5月期に2,000名のイベントに対する検査を3件受注する計画であり、2021年5月期は売上高106百万円、売上総利益36百万円、2022年5月期は売上高346百万円、売上総利益111百万円、2023年5月期は売上高334百万円、売上総利益109百万円となっております。

| 採用手法 | 1株あたり算定結果（円） |
|------|-------------------------|
| DCF法 | 64,145,406 ～ 78,399,941 |

上記方式において算定されたオンサイトスクリーン社の普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の算定結果は、以下のとおりです。

| 採用手法 | | 株式交換比率の算定結果 |
|---------|-------------|---------------------------|
| 当社 | オンサイトスクリーン社 | 599,489.78 ～ 1,018,181.05 |
| 市場株価平均法 | DCF法 | |

なお、TFAは、株式交換比率の分析に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産、各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておりません。

加えて、オンサイトスクリーン社の財務予測については同社の経営陣による現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。TFAの株式交換比率の分析は、2021年1月14日現在までの上記情報等と経済条件を前提としたものであります。

②算定の経緯

提出を受けた株式交換比率の算定結果、並びに両社の財務状況、業績動向、株価動向等を参考に、両社間で慎重に協議を重ねた結果、上記「(1)本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率が、TFAが算定した株式交換比率の算定結果のレンジ内のため妥当である、との判断に至り合意いたしました。

なお、この株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間の協議により変更することがあります。

③算定機関との関係

算定機関であるTFAは、当社及びオンサイトスクリーン社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

2. 交換対価として当該財産を選択した理由

当社及びオンサイトスクリーン社は、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社である当社の普通株式を選択いたしました。

当社及びオンサイトスクリーン社は、当社の普通株式が東京証券取引所に上場されており、本株式交換後、市場において投下資本回収のための取引機会が確保されること等から、相当であると判断いたしました。

3. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加する当社の資本金及び準備金の額は、次のとおりです。

- (1) 増加する資本金の額 金0円
- (2) 増加する資本準備金の額 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額
- (3) 増加する利益準備金の額 金0円

上記の資本金及び準備金の額は、法令、及び当社の財務状況、資本政策その他の諸事情に鑑み、相当であると判断しております。

以上

株式交換完全子会社であるオンサイトスクリーン社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

次項以降をご参照ください。

なお、TKID株式会社は、オンサイトスクリーン社の旧商号であり、当該最終事業年度において企業活動を休止していたため、実績はありません。

決算報告書

(第 10 期)

自 平成 30 年 6 月 1 日
至 令和 元年 5 月 31 日

TKID株式会社

東京都調布市国領町4-7-18

貸借対照表

TKID株式会社

令和元年 5月31日 現在

単位：円

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------|--------|-----------------|---------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 【流 動 資 産】 | 【 526】 | 【流 動 負 債】 | 【 2,311,374】 |
| 現金・預金 | 526 | 短期借入金 | 2,311,374 |
| 【固 定 資 産】 | 【 1】 | 負債合計 | 2,311,374 |
| (有形固定資産) | (1) | | |
| 車両運搬具 | 1 | | |
| | | 純 資 産 の 部 | |
| | | 【株 主 資 本】 | 【 Δ2,310,847】 |
| | | 資 本 金 | 3,000,000 |
| | | (利 益 剰 余 金) | (Δ5,310,847) |
| | | その他利益剰余金 | Δ5,310,847 |
| | | 繰越利益剰余金 | Δ5,310,847 |
| | | 純 資 産 合 計 | Δ2,310,847 |
| 資 産 合 計 | 527 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 527 |

損益計算書

TKID株式会社

自 平成30年 6月 1日

至 令和元年 5月31日

単位：円

| 科 目 | 金 | 額 |
|------------|---|---|
| 税引前当期純利益金額 | | 0 |
| 当期純利益金額 | | 0 |

株主資本等変動計算書

TKID株式会社

自 平成30年 6月 1日

至 令和元年 5月31日

単位：円

| | 株主資本 | | | | 純資産合計 |
|---------|-----------|------------|------------|------------|------------|
| | 資本金 | 利益剰余金 | | 株主資本合計 | |
| | | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| | | 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 3,000,000 | △5,310,847 | △5,310,847 | △2,310,847 | △2,310,847 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | 0 |
| 当期末残高 | 3,000,000 | △5,310,847 | △5,310,847 | △2,310,847 | △2,310,847 |

個別注記表

TKID株式会社

自 平成30年 6月 1日

至 令和元年 5月31日

この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

- ア 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）
- イ 時価のないもの 移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法 ただし、原材料は最終仕入原価法

固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 法人税法の規定による定率法、ただし、建物は定額法

無形固定資産 法人税法の規定による定額法

計算書類作成のための重要な事項

①リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

②消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

株主資本等変動計算書に関する注記

発行済み株式の数

普通株式

前期末株式数 60株

当期末株式数 60株

議案について

令和1年7月24日開催の定時株主総会において、上記の議案は承認可決されております。
。（令和1年7月24日加筆）